

## 宮城県民間非営利活動促進委員会（第1回）

### 1. 開会

司会 それでは皆様、おはようございます。どうもご苦労さまです。

ただいまから平成12年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。

### 2. 会長あいさつ

山田会長 皆さん、おはようございます。

ご承知のとおり、この数カ月間、この基本計画案を取りまとめるに当たって、皆様に大変なご苦労をいただきました。ご承知のとおり、この検討のためのワーキング、これをボランティアでやっていただくという、非常に異例な形の計画づくりであったかと思いますが、そういった意味で、委員の皆様の非常に主体性のある検討が行われたかと思えます。

そういった委員の皆様の案を踏まえまして、行政の方で行政の立場から整理をしていただきました。これは樋口次長を中心に検討していただきました。今日、その整理された案を皆様にご検討いただいて、一応の結論と申しますか、方向性を出したいということでございますのでよろしくご検討いただければと思います。それでは、あいさつにかえさせていただきます。

司会 ありがとうございます。

それでは、今後の進行は山田会長の方をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

山田会長 それでは、皆様のところには既に計画案なるものがファックスで送られているかと思えます。それ以外の資料といたしまして、今日の次第に続く資料がございます。それから、先ほど申し上げましたワーキング等で進めてまいりました基本計画にかかわる委員の案、その資料が配付されていますので、これらをもとに検討を進めていきたいと思えます。

### 3. 報告

平成11年度NPO活動促進事業等の実施状況

平成12年度NPO活動促進事業等の概要

山田会長 まず最初に、この次第3、報告にあります二つの事項、平成11年度NPO活動促進事業等の実施状況と、それから、平成12年度NPO活動促進事業等の概要、これを先に説明をいただきたいと思えます。

事務局 この次第の報告の と につきましては、資料1、2によって説明させていただきたいと思えます。

平成11年度の促進事業の実施状況でございますけれども、2の で特定非営利活動促進法による施行関連事務ということで、これは法人の認証事務でございます。5月9日現在で言いますと、受理件数が49の認証数が43までいきました。

あともう一つ、NPOフォーラム開催事業ということで、これは古川と石巻と白石ということで3カ所で行いました。それぞれ地元の市町村、NPOの協力を得て行っております。

NPO人材育成事業でございますけれども、これはマネジメントということでNPOの一般的な話ではなくて、もう少し会計とか組織管理の話とか、そういう専門的なものも含めまして行いました。それで、会場は仙台と石巻の2会場で、かなり好評でございます。応募者も多かった事業でございます。

NPO情報提供事業といたしまして、ことし市町団体名簿を作成いたしました。それで、これはこちらの方で把握する団体はこちらの方からご紹介して、調査表に書いていただきましてつくったものでございます。約748団体を掲載しております。

としまして、NPO地域活動拠点設置促進モデル事業としましては、これは石巻圏域、大崎圏域、気仙沼圏域の3カ所で、地域の活動拠点のあり方について検討していただいたところでございます。

はNPO活動企画コンペ事業ということで、これは約45団体の応募があり、コンペ方式で選びまして、最終的には20団体に助成をしております。コンペが10月9日でございます。この間、3月18日に活動の成果・結果の発表をいただいたところでございます。

NPO活動促進中核機能拠点整備についての検討ということでございますけれども、8月に「NPOプラザ」の整備に関する報告をまとめまして、それに基づいて改修工事の設計を行ったところでございます。

の民間非営利活動促進委員会の設置運営につきましては、委員会は4回開催いたしました。

以上が、平成11年度の事業の概要でございます。

平成12年度の事業の計画といたしましては、1がNPO活動促進中核機能拠点整備事業ということでございまして、この旧県立図書館1階部分の改修工事を予定しております。それとあわせて、平成13年度の開設に向けまして諸準備を行いたいと思っております。

2がNPO活動促進事業ということでございまして、これは平成11年度とほぼ同じようなものでございます。法人の設立認証、企画コンペ事業、人材育成事業、フォーラム開催事業、「NPO情報ネット」システム開発事業というものは、これは中核機能拠点の中の一つの情報機能が重要な役割を果たしますので、そのシステムについての開発、整備、準備をするものでございます。非営利活動促進委員会の開催についてはそのとおりでございます。以上のような形で、平成12年度の事業は計画しているところでございます。

山田会長 いろいろのご意見、ご提案は、むしろ今後の計画の中に盛り込んでいきたいと思っておりますので、ご意見がありましたら後ほどの方でご提案いただきたいと思いますと思いますが、なお、今の報告につきまして、簡単にご質問等ありましたらお出しいただきたいと思います。(質問なし)

#### 4. 協議

民間非営利活動促進基本計画の骨子案について

平成13年度NPO活動促進事業について

それでは協議の方に入りたいと思っておりますが、協議は大きく二つございます。一つは の民間非営利活動促進基本計画の策定についてということで、それから、時間の範囲で、平成13年度NPO活動促進事業について、皆様のご意見をフリーにお伺いしていきたいという2点でございます。

それでは、まず1点目の基本計画の策定についてということで、これまでの経過であるとか、今日配付されております資料、事務局の方からご説明をいただいた上で議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

事務局(次長) 基本計画案は、先ほど山田会長からおっしゃっていただきましたように、本当にまず起草委員の方々、大変ご努力いただきましてありがとうございます。特に、山田会長には第1章を、それから、紅邑委員には第3章・第4章を、佐藤和文委員には第5章を実際に筆をとっていただきまして、何回も書き直していただいたりとか、本当に精力的に行っていただきました。県庁にも何回も来ていただきありがとうございますございました。

それから、途中のワーキンググループですけれども、委員の方たちで、また議論に加わっていただける方たちも何回かご参加いただきましてありがとうございます。そのような方々たちの共同作業で今日まで来たというふうに思っております。

それで、そのように何人かの委員の方々で書いていただきましたので、最終的には全体を調整する必要がございましたので、事務局の方で調整をさせていただいたということでございます。事務局がまとめるときに幾つか注意をした点ですが、例えば、まず重複をしているところがあるということもございました。したがって、その重複したところを調整するというポイントが一つございます。それからもう一つは、各章のボリュームなどですが、これも大変力作を書いていただきまして、長い章あるいは少し短目の章もあつたりとか、そのボリュームが違っていたり、あるいは各項目についてもボリューム、分量で調整をする、バランスを図るというようなことを一つ視点としました。

それから、三つ目は基本計画ということで、これから県の方がアクションを起こしていくという具体性が必要であるので、特に事業の具体的な部分を加筆させていただいたということがございます。

それから四つ目ですけれども、これは既にNPO関連事業で着手されているものがございまして、したがって、その着手されているものとも今後の計画が整合性を持つようにという、そのポイントが四つ目でございます。

それから、五つ目はNPOの事業、施策などを展開していきますと、やはり庁内の各種の計画とか、あるいは庁内での改革とか、そちらに触れる必要性が出てまいりますので、そうした庁内の諸計画、それから庁内で進めつつある改革と、そこでの整合性もとるとというようなことを五つ目のポイントに置きました。

以上のような点で調整をさせていただきました。

まず、重複するという点についてですが、全部点検したところ、点線で囲んだ部分ですけれども、こうしたものが各章で重複してございましたので調整を図りました。

第2章基本計画の性格、目的等がございまして、ここが、ある意味でボリューム的に少なかったのがこれは第2章として大きく章立てする必要はないのではないかとこのように考えました。むしろこれを一番最初の第1章の方に持ってまいりまして、これは基本計画をつくる必要性ということによってまとめました。

それから、第5章ですけれども、こちらの方は第1章から第4章まですべてが整ってから第5章を実際に計画を推進するために何をすべきかということを書いていくということによってございまして、佐藤和文委員が海外に出張なさったということもございまして、今回は第5章はまだペンディング、手をつけなくて本日の事務局案をつくったという次第でございまして。

それでは、事務局案、資料4を見ていただければと思います。

第1章基本計画策定の必要性ということで、短いので読んでみますと、宮城県の新たな県土づくりの指針となる「長期総合計画」が平成11年3月に制定され、翌平成12年度より実行に移されています。

長期総合計画は宮城県が目指す社会として、「暮らしの安全やゆとりを実感できる社会環境基盤として、個人や地域の自主性が尊重されるとともに、人々の自主・自立の気概に満ちた、自己責任を基本とする多彩な挑戦が活発化する社会」を掲げております。

このような社会の形成を実現する上で、県民の自発的な意思による社会貢献活動を行うNPO（Nonprofit Organization）は、大きな役割を担っていると云えます。

NPOはまた、公共的役割を担う新しい主体としても位置づけられます。NPOと行政が互いを尊重し協働関係を構築することで、理想とする社会づくりが促進されると考えます。

一方で、日本ではNPOを支える環境がまだまだ整っていない側面があります。そのため日本のNPOは、資金、人、情報、技術、その他各種の資源の不足に悩んでいます。したがって、県ではまずNPOの活動支援・促進を図り、NPOの基盤が確立するような施策を展開していきます。それらを進めながら、既に力を持ったNPOや力をつけつつあるNPOとのパートナーシップ関係の確立を目指します。

本計画は、平成10年9月に県議会により設置された「民間非営利活動促進条例制定検討委員会」で議論され、同年12月に制定された「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」の中で策定が義務づけられているものです。また条例は、同年6月に設置された「宮城県NPO活動促進検討委員会」が同年11月に知事に渡した「宮城県のNPO活動促進策に関する提言」を基盤に策定されています。

今回の基本計画は、それらの経緯を踏まえ、やはり条例で設置を定められた「NPO活動促進委員会」の委員と県が協働で策定したものです。官民のパートナーシップによるNPO活動の促進を図るための基本計画にふさわしいものであると考えますというふうに、まとめさせていただきました。

次に、では第2章ですが、基本計画の必要性と課題ということによってございまして。視点という方が合っている感じがいたしまして、そのように置かせていただきました。これは委員案で申しますと1ページ目からと10ページ目までに上ります。それで、重複とか、ボリューム調整のため、コンパクトにした部分もありますが、山田会長のご趣旨は盛らせていただいたつもりでございまして。

それからもう一つ、この計画をどなたに御覧いただくかといいますと、やはり広く県民の方あるいは市町村の役場の方ということで、そうした方たちにもすぐに読んでわかっていただけるように、そうした視点も置いてございまして。

続いて、第2章基本計画策定の視点、ちょっとこここのところだけ少し読ませていただきます。

NPO活動は我が国でもようやく認知され、定着し始めてきました。行政とNPOの新たな関係も生まれ、市民社会の進展が大いに期待される所です。このような中、NPOは活動範囲や規模、歴史などにおいてさまざまであり、発展段階に即した多様かつ適切な促進策が求められます。

さらにNPOを日々変化、進歩している側面があります。NPOの定義や社会的役割について、県では「提言」や「条例」などを通し議論を重ねてきましたが、改めて論点を整理した上で、基本計画の策定に臨みたいと考えますと置きました。

まず、1NPOのとらえ方、1）NPOとは、これはいろいろとNPOが法律的にも言葉でございまして、これは山田会長の中にありませんがつけ加えさせていただきました。これはNPOという言葉になかなかなれない方にもすぐにわかっていただければというつもりもございまして。

日本では民法上の問題もあり、法律からしてもNonprofit Organizationにはいろいろな種類の組織・団体が含まれます。広義には、民法34条による財団法人や社団法人、特別法による社会福祉法人、学校法人、生協、労働組合、特定非営利活動法人、法人格を持たない任意の市民活動団体、ボランティア団体などが含

まれます。今回基本計画を策定する上で、NPOを「市民が自主的・自発的に行う社会貢献活動」ととらえ、より具体的には、特定非営利活動法人、任意の市民活動団体やボランティア団体を主たる対象としますというふうに置きました。

「NPOを『市民が自主的・自発的に行う社会貢献活動』」と、この文言は、平成10年のNPO活動促進検討委員会による「宮城県のNPO活動促進策に関する提言」の中からとっております。

次、2) NPOの要件。NPOを前述のようにとらえた上で、NPOの在り方と要件を次のように考えます。第一は、活動を行う主体が他に影響されることなく自立し、自由な発想が生かされること。また活動する人々にとり、自己実現に結びつくものであることが挙げられます。

第二は、組織性と持続性です。NPOには社会的な使命を果たしていく力が必要とされており、そのために組織性と持続性を持つことが必要となります。

第三は、事業性です。NPOが社会に存続していくためには、活動をみずから支える力を持たねばなりません。NPO活動そのものが市民の事業として成り立つ必要があります。

第四は、経済性です。NPOが自らの目標達成を合理的に実現していくためには、組織の効率的な運営や経済性の追求も大切な要件です。

NPO活動ではこれらが満たされることが望ましいと考えます。ただし、現在こうした要件に到達してなくても、これらを目指しながら活動に取り組む団体を広くNPOとしてとらえその発展を促すこととしますと、こういうふうにいたしました。

3) に特定非営利活動法人ということで、特に法人格を取得した団体をこのように呼んでおり、この法律の趣旨としては、NPO活動を法的に裏づける、社会の中で認知を獲得する、それからNPOに明確な社会的責任を担うと定めたものとしました。

次に、2のNPOの社会的役割と可能性。これも委員長の文章を整理いたしました。1) 公共の担い手としてのNPO。1) 公共の担い手としてのNPO。これからは公共は官だけが担うのではないということが書いてございます。

2) 新たな協働の担い手としてのNPO

3) 結び手としての市民活動。行政と市民を結びつけるのがNPOであるということです。

次、3 NPOの課題や今後望まれることと。1) NPOが現在不足しているものと上げてみました。

次に、2) 目的の明確化。NPO活動にとって大切なのがミッションを明確にして外に向かっていくことといたしました。

3) 継続性と責任。NPOが公共的な役割を担い、社会的責任を担うようになると、継続性と責任を重視した視点が必要であると書いてございます。

4) 創造性と独自の領域。これからは、業者と企業とNPOが競合する場合もあるかもしれないけれども、NPOはそれなりにいい特性を生かして新たな仕事をする可能性を広げていこうということでございます。

5) 説明責任。これはNPO活動が活発化すれば社会に対するアカウンタビリティが生じ、その心構えや技術を習得する必要があるということでございます。

6) NPO活動の評価。これは、NPO活動に対しても社会から客観的な評価が必要になるだろうということでございます。

次に、4 行政の課題や今後望まれることということで、1) NPO理解の促進ということでございます。

2) 市民やNPO参加と情報公開。これは市民参加、NPO参加をしていくためには、まず第一に情報公開が必要であり、その質的な内容についても考える。

3) 参加のための障壁の除去。これから行政とNPOがパートナーシップを組む場合に、例えば公共事業に参加する場合など、NPOに対してのバリアがあり、それを取り除くべきということが書いてございます。

4) 行政の外郭団体の見直し。これは、行政はこれまで公益的な事業を業者の外郭団体等と実施してまいりましたが、これからはNPOとのパートナーシップを考えれば、そうしたものの見直しも必要であるということが書いてございます。

5) NPO理解を進めるための幾つかの提案ということで、これは職員の自己評価の中に今まで述べたような新しい行政が着目すべき視点などを入れて評価をしていったり、あるいは行政全庁的にいろんな各種事業を展開するというようなことが書いてございます。

こうした視点で、各種の課題とか、求められているようなことを踏まえた上で基本計画を策定しますというふうにつなげました。

第3章基本計画の方向性と方針。これは、第2章「視点」での考察を踏まえ、基本計画に盛り込まれる「方向性」として二つでございます。「NPO活動の支援・促進」、それから「NPOと行政とのパートナーシップの確立」の二つを掲げます。これらの二つの方向性に対しては、推進する場合の基本方針、これは心構えのようなものとして掲げてございます。この方針としては、2つの方向性の要素に加え、不可欠な要素として多様な主体との連携もあるであろうということで、これを加えております。

1 基本計画の方向性。第2章を踏まえ、基本計画に次の二つの方向性を持たせます。

1) NPO活動の支援・促進。NPOに対する社会的な期待も高まっている中で、しかしながら日本のいろいろな状況があり、NPO活動はまだまだ資源不足であり、そこに対しての支援・促進策を展開していくということが書いてございます。

2) NPOと行政のパートナーシップの確立。先ほどの公共の一部をNPOがこれから担っていくというようなことに関しまして、パートナーシップの確立ということをごここで述べております。

2 「NPO活動の支援・促進策」と「パートナーシップの確立」を次の基本方針にのっとり推進します。

1) NPO活動の支援・促進に関する基本方針。 NPOの自主性・自立性・創造性の尊重。それから、NPOの発展段階に応じた支援・促進の推進。

地域性、独自性、個性の尊重。これは宮城県で行うということをご強調してございます。市やNPO参加による促進策づくり。中間支援組織との連携。ここでNPO支援を目的としたNPOの中間支援組織、それを重要と認識するということをご強調してございます。

2) 次に、NPOと行政のパートナーシップの確立（「構築」は恐れ入ります「確立」に直していただければと思います。）この基本方針ですが、相互の尊重と相違の受容、対等な関係の確立。NPOの自助努力と行政の意識改革。情報公開と透明性の確保。パートナーシップ確立のためのシステムづくり。行政改革と地方分権・自治の推進を掲げました。

次、3つめとして多様な主体との連携ということで、1) 県議会との連携。2) 市町村との連携。3) 企業、大学、シンクタンク、各種団体との連携というふうにご書いてございます。こちらは紅邑委員にまとめていただきましたものとか、提言を意識して書いてございます。また、県民との連携が必要であるかどうか、もし何かご意見があれば伺えればと思います。

次は、第4章施策の体系ということでございます。これは、第3章で挙げた方向性と指針に基づき、各種政策を体系化します。施策は第3章を受け、まず1として「NPO活動の支援・促進に関する施策」、それから2「パートナーシップの確立に関する施策」を中心に置き、3「多様な主体に対する施策」に関して述べてあります。さらにまた、県庁の組織自体の施策も必要であり、ここで4「庁内を対象とした施策」というもので、これも体系には一つ含めました。

1 NPO活動の支援促進に関する施策。ここは紅邑委員にいろいろまとめていただいたものを、またちょっとアレンジしてございます。1) NPOに関する情報の収集と提供。2) NPOの社会的認知を高めるための広報・啓発事業。3) 人材の育成、マネジメント・スキルアップのためのセミナーや研修。4) 施設の提供や活動拠点の整備等、8項目でございます。

2 パートナーシップ確立に関する施策と。1) 行政情報の適切かつ十分な公開と提供。2) 政策形成過程（立案・施行・評価）への市民NPOの参加機会の確保等々、7つ置いてございます。

3 多様な主体に対する施策。1) 議会とNPO施策全般にかかわる連携の推進。2) 県と市町村間におけるNPO関連施策の協力推進等述べてございます。

4 庁内を対象とした施策。1) 「新しい県政創造運動」の推進。これは行政改革推進計画でございます。2) 庁内の横断的なNPO支援・促進策の実施とパートナーシップ確立の徹底。3) 各地方県事務所におけるNPO関連事務の取り扱いの充実等、6つ述べてございます。

次に、第5章になりまして、施策と事業ということになります。第4章の施策の体系に基づき具体的な施策や事業を展開していきます。体系では4分野が挙げられておりましたけれども、実際に具体化する場合には、ちょっとくり方を変えました。1 総合的にNPO施策を展開するもの。これは、「NPO活動の支援・促進」と「パートナーシップの確立」の両方を含むものというものがございます。2に「NPO活動の支援・促進」に関するもの、3に「パートナーシップの確立」に関するもの、そして4に多様な主体と連携に関するもの、5に県行政や庁内機構に関するものと、五つになっております。これは実際にもう平成10年、平成11年度、今年度も事業を展開しております、実際のところはこのように五つにくりました。

1 総合的なNPO施策、1) 「NPO中核機能拠点」の設置ということで、NPO活動の支援・促進とパー

トナーシップの確立や、全県的・総合的なNPO施策を展開するため、NPO中核機能拠点を設置し、各種機能を持たせますということで、ここも紅邑委員にまとめていただいたものと、それから中核機能拠点整備検討委員会からの提言というものも見ながらつくっております。

高度・専門サービス機能。情報ネットワークの構築とかあるいは研究調査について、参加・創造・ふれあい機能。交流情報交換とかNPOへのコンサルティング活動とか、場所の提供とか市民ビジネスの展開などを述べてございます。地域との連携。中核機能拠点は地域活動拠点とつなげていくということや、ここで行われる先駆的・実験的な試みを地域に紹介していくというようなことが書いてございます。上記の、をNPOとのパートナーシップを図りながら推進しますということで、情報関連でつくられる「みやぎ情報ネット」、調査研究関連でつくられる「NPO地域学会」とその事務局をこの拠点内に設置し、検討して運用を支援し連携を図るとしております。

ブースに関しては「インキュベート・ルーム」と位置づけ、NPOに自主的な運営・管理を任せると。それから、市民ビジネス関連でつくられる「市民ビジネス研究会」、それから地域との連携関連でつくられる「地域連携研究会」、これも運営を県が支援し連携を図るということでございます。そして、拠点全体のあり方や運営方法を、NPOの代表によって形成される「中核拠点整備委員会」と県がパートナーシップを組みながら進めていきますとしております。

2) NPO地域活動拠点の整備。これは県内各地でNPOの活動促進が図られるよう、地域において「NPO地域活動拠点」を整備していきますということでございます。

モデルとなる拠点の整備。これは実際に今3地域モデルとしてやっております。市民・NPO参加による検討。市町村との連携というポイントも置くこととございます。

3) NPO中間支援組織の支援とパートナーシップということで、拠点でも多様な中間支援組織の育成・支援を行っていく。として、中間支援組織への業務委託を行っていく。中間支援組織と個々のNPOの連携を行っていくということでございます。

次に、2) NPO活動の促進・支援に関する施策と事業ということで、これは、1) 人材育成を行うということと、次に、2) 広報・啓発に関する事業を行う。3) 資金的に支える仕組みの整備、4) 財政的支援と述べてございます。

そして次に、3) としてパートナーシップの確立に関する施策と事業ということで、1) 行政情報の公開と提供。これはパートナーシップを行う上での前提として必要であるということが書いてございます。

2) 政策形成過程への市民やNPOの参加機会の確保。3) 各種審議会、委員会、公聴会などへの市民・NPOの参加の促進。4) 各種事業の協同実施や協働・協力。

それから、5) 行政業務の委託や事業発注先としてのNPO。これまで行政が担ってきた業務の一部を、効果的・効率的に運営・実施することが可能なNPOに業務委託を図ります。委託のみではなく事業の発注先として従来の民間企業や外郭団体に加え、NPOを対象にとらえます。企業、外郭団体、NPOの間で適正な競争による契約関係が確立するよう、情報の提供、業者登録、入札制度、企画コンペへの参加など、システムを整備します。

6) 中間支援組織との連携ということを述べました。

次に、4) 多様な主体との連携に関するもの、ここは今のところ項目だけ挙げております。1) 議会、2) 市町村、3) 企業、4) 大学、研究機関、シンクタンク、5) 各種団体と、項目が挙げてございます。

次に、5) 県行政や庁内機構に関するもので、これは一番最初に挙げました各種の県の計画、行革などとも関連させてこの基本計画を行っているということでございますので、1) 「庁内NPO活動促進幹事会」を開催し、全庁的なNPOへの共通認識や推進を図る。

2) 「長期総合計画」に掲げられた、「個性発揮型社会創造プロジェクト」というのがございますが、それを推進し、「だれもが参加・参画でき、多様な主体が協働する社会の実現」を図ります。

3) 「新しい県政創造運動」に掲げられた、「パートナーシップ改革」を実践・実行していきます。

4) 同運動の「パートナーシップ改革」の中で「公社等外郭団体に対する県の関与の見直しと運営改善」等いろいろ書いてございますことを推進します。

5) 平成13年4月から、地方県事務所において実施されるNPO業務の一部分担を円滑に進めます。

それから、特定非営利活動法人の認証事務。特定非営利活動促進法に関してでございますけれども、実はこれも県の事業としてもボリューム的に大きいですが、この扱いについてはここに置くか、もう少しほかのところでも強調するか、それは考えているところでございます。

大変長々となってしまいましたが、事務局からの説明でございます。

山田会長 どうもありがとうございました。

今ご説明ありましたように、これまで各委員が議論をして、そして私も含めて各委員が思い思いに書き込んできたところ、これを調整、編集をしていただいたというのが一つです。

それから、これまでの行政が行ってきた施策の進捗状況であるとか、あるいは庁内の他部局の動き、こういったものの情報も踏まえて取りまとめていただいて、あとは文言の整理をということ。大きくは三つの視点でこれを編集していただきました。

それでは、どうでしょうか。40分から50分ぐらいの時間で、この計画素案に対していろいろご意見をいただいて、まとめの方向に持っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

ご質問やら、小さい部分あるいは比較的大きな部分、それも含めてご提示、どこからでも結構だと思っておりますので、お願ひしたいと思っております。いかがでしょうか。お願ひします。

遊佐委員 まずご説明で「パートナーシップ」と「協働」という単語をどう使うか、片方にするのか両方使うのか。私どもがこういう条例をつくったり、特にこの基本計画の場合には、やはり県民に広く理解していただける表現を使う内容にするということが大切だと思っておりますが、ただNPOと行政の関係になると新しいことなものですから、どうしても中には新しい単語も使っていかなければいけないという部分があるかと思っております。パートナーシップ、それと協働、パートナーシップというのは状態を言っており、協働というのは一つのアクションですから、これは両方必要であると感じています。

それから、「NPOセクター」という表現がたしか二度ほど出てきますが、これはむしろ「民間活動」であるとか、「ボランティア活動」であるとか、そのような表現の方が理解していただきやすいと思っております。

それから、自治の精神と民主主義の発展が図られるよう努めますと行政改革と地方分権自治の推進の中で書いていただいておりますが、これも大変すばらしい表現で大変結構だと思っております。

その前にワーキンググループの皆さんに感謝申し上げるのを忘れていました。どうもご苦労さまでした。

それから、紅邑委員に書いていただいた基本計画の方向性と方針の基本計画の方向性、2)NPOと行政のパートナーシップのところですが、行政というのは平等・中立・公平といった価値観を政策づくりやサービス提供の基本としてきていると、こういうことですね。その発想の転換が求められていますと、こう書いておられますが、行政というのは基本的にそのようなものではないのかと。ただ、社会が複雑化してきて、それだけじゃもうだめな時代になって、NPOによる迅速な、そして適切な素早い、いわゆるニーズに対する対応が求められてきているので、それを行政とNPOが両方に対応していく時代になっているという表現をしたいなというふうに思いました。そのことは、次のページに、2)NPOと行政のパートナーシップの構築というところがありますが、行政もNPOもそれぞれ独自の価値観や行動原理を有しており、両者は互いの相違を理解する必要があると、こう指摘しているんですね。そこらの整合性を求めるためにも、行政はこういうもので、それを補完するというのは適切じゃないんですが、NPOと行政が協働して新しい社会に対応するという表現があった方がいいのかなというふうに思いました。とりあえず以上です。

山田会長 ありがとうございます。

一つは「パートナーシップ」と「協働」の文言の使い分けをということと、それから「NPOセクター」という表現についてのご指摘、3章2)の行政改革と地方分権・自治の推進というところに対して評価をいただいたということ。それから、最後に、これは3章基本計画の方向性と方針の中で、行政の役割とパートナーシップに関して幾つか補足をいただきたい点をご指摘いただきましたが、もう少しそこら辺を足していただくということですね。ほかにいかがでしょうか。

遊佐委員 細かい点ですけども、「啓発」と「啓蒙」という二つの表現がありますね。これは「啓発」に統一していただいた方がいいのではないのでしょうか。

樋口次長 今の遊佐委員のことに関連しますと、実は「行政は」と言っているところと「県は」と言っているところがあったりとか、行政全般の話をしているときは「行政は」というのを使っていると思っておりますが、宮城県が何をやるという場合に「行政は」という方がいいのか。「県は」と、県の基本計画ですから言い切ってしまう方がいいのかですね。

山田会長 文言表現で幾つかご指摘ありましたので、そこら辺を整理した上でまとめていただきたいと思っておりますが、ほかにいかがでしょうか。

このワーキングは、特に人を指定したわけではなくて、参加できる人はみんなワーキングであったわけですから、全員がワーキングなんですけど、特にペンを握った方の中で、あるいはそのワーキングの場でご発言

いただいたことも含めて、ご自分のご発言等がうまく表現されているかどうか、そういった点もご検討いただければと思います。よろしいでしょうか。

皆さんに見ていただいているうちにちょっとだけ私のところで、説明責任というのは第2章第3項5)説明責任というのが前から五、六枚目にあるんですが、ここで説明責任、私の書いたところで原稿がどうだったか忘れてしまったんですが、ここではNPOが社会に積極的に働きかけ、活動が活発化すれば、一つ一つの行動に対するアカウンタビリティが生じるということが書いてあるんですが、もう一つはどうなんでしょうね。私の意見としては前後にありますように、NPOが公共の一部を担っていくということであるとか、それから、社会全体から支えられているんだということからすれば、やはりそういう支えている社会に対して説明責任があるのではないかという表現が必要かと思いますが、いかがでしょうかね。何かそこら辺のニュアンスをちょっと足していただけるといいかなと思ったんですが。支えられている分、ちゃんと社会にも、やはりNPOも返していかなければいけないというあたりを表現していただければと思います。

斎藤委員 第2章の基本計画策定の視点というところで、1のNPOのとらえ方の2)NPOの要件、第4は経済性ですと書いてあります。その後には次のページ、3NPOの課題や今後望まれることの中に3)の継続性と責任の中にも、やはりNPOには組織運営のための経営能力が求められますということが書いてあるのに、第5章の施策と事業の中の2NPO活動の促進・支援に関する施策と事業の中には3)資金的に支える仕組みの整備と、4)財政的支援ということが入っているんですが、この他に、このような支援、助成以外の施策として、自立してきちっと自分たちで運営できるようにするための施策について、ちょっと入れてほしいなと思いますのでよろしくお願いします。

山田会長 大事なことだと思うんですが、前段の方では自立であるとか、経営的な自立という表現がとられているわけですが、それを成立させるためのものとして、助成金とかそういったもの以外の施策がないかということですね。

佐藤(仁)委員 まずもって、本当にワーキングに参加していただいた委員の皆さん方に感謝申し上げます。

その上で発言するので、発言しにくいんですけども、斎藤委員がおっしゃったことと全く同じことをちょっと申し上げたいなと思っておったんですが、全体的な形でまとめられたんですが、何かNPOとの行政的な面からのパートナーの構築なり確立というものに流れている面があるようで、本来あるべき、さっき会長が言ったような社会全体の中でNPOを生み、それを支えているという一面からの自立性というものが薄いような気がして、何か外郭団体の見直しとかというのが余り項目的に出るものですから、行政から委託を受けるものによってNPOが自立していくというような面が余りにも文章全体の中に強過ぎるのかなという面が感じられてならなかったのが第1点です。そこは今斎藤委員がおっしゃったので、勇気を持ってフォローする形でちょっと発言させていただいて恐縮なんですけど、この辺が全体的な文章表現の中で見て何か感じられてならないということ。ただ、行政のあり方としてそういう方向に変わらなければならないということは、我々市町村含めて行政当局が持ち合わせる一面でありますけれども、この基本計画の大きな目的は、要は県民に、市民に対して出していったときに、そのNPOの自立的な活動促進に関する基本計画でありますから、その辺を少し見直しできないかと思います。

あと、二つ目が、横断的な市民のニーズに効率的にこたえていくというところで、横断的な面でのものは出てきたんですが、もう一つ、広域的な面をどうこの基本計画の中でうたっていくのかなど。要は、宮城県の基本計画ではあるけれども、県境を越えた中でNPOが互いに広域的な連携をしていくという一面もどこの文章の中に1行入れていただくといいのかなという。

どこだと言われるとちょっと今自分としてまだ確定したものがありませんけれども、横断的と並行して広域的なという一面を持っていったらどうだろうと。NPOプラザの支援活動の中で、要はインターネット情報等に通じて国を越えて情報交換をしていくということになるわけでありまして、この辺あたりも基本計画の中で広域的な連携の1行を入れておく必要があるのではないかと感じたところであります。その2点であります。

山田会長

前段の方は先ほど斎藤委員のお話にもありましたように、社会全体で支えていながら自立はNPOがしていく、そういう施策をもう少し具体化できないかということと、もう一つは広域というよりは圏域を越えてということですね。

余談になりますけれども、私の勤務地である岩手県も、実は大変この中間支援あるいはNPO支援には苦

労して、隣にいるからすぐ情報が伝わるかというところでもないわけで、そういった意味で圏域を越えた相互の連携というのは大変貴重かと思っておりますので、ぜひこの辺もご検討いただければと思います。

事務局 今挙げていただいて、本当に大変大切な点だと思っておりますけれども、今までのワーキンググループなどの議論の中で、どうしても県の行うNPO活動促進・支援に関する基本計画というようなことがあるものですから、自立を促すとか、社会全体がNPOを支えていく仕組みというのがやはりちょっと触れていないといえますか、計画の第一の目的からした場合に、そこが弱くなっていることはあるので、もしそこもバランスよくということであれば、もっと違った概念でこの基本計画が作られるのかなとも思っておりますが、ただ、今おっしゃったことは非常に大事なことで、むしろNPOの支援・促進という言葉にあまりとらわれずに、やはりこれからの新しい社会のあり方に関して県が今基本計画をつくっているという位置づけにしたらよろしいのかなと、今ちょっと伺っていて思いました。

ただ、一方で自主的にとか、自立性とか、そういうところに対して、何か県ができるかというところ、またこれも難しい。自主性、自立性というのは中から沸き起こってくるものというのでしょうか。そういうこともありますので、では本当に自主性、自立性、そして発展が遂げられるように県がなすことは何なのかというのは、ちょっと難しい気はします。そういったことをもし皆様からアイデアをいただければと思います。今思ったのは、斎藤委員の方から資金的な自立、それに関してどうするかと。いろいろとNPOに資金供給するような各種団体もあるでしょうから、そういったような情報を県が集めて、インターネットで常に発信しながら募集状況などをお知らせするとか、それは非常に具体的ですし、自立的な財政的な基盤づくりにつながるかもしれません。現在の文章では、一般的な情報提供しか書いてございませんでしたから、何か自立的な発展につながるような具体的な事業など、もし皆様の方で思いつかれまして、この中に早速盛り込みたいと思います。

山田会長 施策というのはきついろんなレベルがありまして、具体的にその事業として組めるものとか、あるいは事業として組めなくても方向性として忘れていけないことをきちんとうたっておくとか、あるいはその事業を組み立てる前の調査研究をすることなどがあります。具体的に出ない場合にはやるぞという姿勢だけでもぜひ入れておいていただければ、この計画は次につながっていくものだろうと思っておりますので、その可能な時間と出てきた情報の範囲の中で表現していただければと思います。

事務局 ありがとうございます。

あともう一つ、広域性というお話が出まして、この計画の中では県と市町村との連携ということぐらいなもので、これからNPOの地域活動拠点をつくる場合は広域連携を考えてということは頭にあるんですが、表現がされていなかったのが不足かと思っております。あと、広域という場合には、今山田会長がおっしゃったような、もう少し県を越えた広域性とか、そういうのもあるかもしれませんし、どこまで、広域というイメージを広げるかですね。

山田会長 今の佐藤（仁）委員のご発言では県を越えたということで、いわゆる広域生活圏の広域はこの中に盛り込まれていると思うんですね。さらにそれを越えたものというようなものでしょうか。

佐藤（仁）委員 環境問題等を含めて、やはりNPO団体が新しい世紀の中で大きな役割を果たしていただろうと思っております。そういうときに、やはり圏域を越えた広域的な、一つの都道府県内における広域的な見定めじゃなくて、もう少し県境を越えた中でやっていかないと、これからのNPO団体というのはむしろ伸びていかないといえますか、その活動の促進にならないと思っております。そういう観点から、当然環境分野以外に災害的なボランティアとか、そういう面のネットワークを構築していく上で、やはりNPOの自主・独立した中の活動を促進していくという基本計画としては、その辺が求められてくるのではないだろうかという考えから発言した次第です。

大木副会長 災害というのは宮城県だけ、県境もあるわけですから、そういう境の問題もありますので、当然広域的にやらなければならない。そういう立場にあって、今のところ宮城県災害救援ボランティアセンターについては、本当を言えばもっと幅広いネットワークを組んで、そういうことをNPO自身がみずからの活動を推進する上で追求しなければいけない。それを、県がちょっと支援してくれるといえますか、他県とかかわりをうまくつなげられるような、そういうことがあると大変助かると思っております。

山田会長 今の関連で言えば、河川ですね。北上川に関しては上下の連携もありますし、それからNPOの促進に関しては、やはり宮城県の場合、そういった意味では非常に大きな人的資源を持っていると思うわけで、先ほど岩手県がなかなか難しい状況にあるというのは、そういう資源の違いがあるわけで、そういったものを連携によって提供していくことによって、逆に宮城県にはね返ってくるものも大きいかなと思います。

そういった意味で、圏域を越えた連携というのは、これからどうも大事ではないかなというふうに感じますが。

樋口次長 はい。ぜひ入れさせていただきたいと思います。

今のお話を伺っていたら、また災害救援ということで、またちょっと私が浮かんだのは、じゃ国際的なというものも必要になってくるかと考えました。災害救援では外国で災害が起こったときにも行っていますし、それか

ら、違った側面でNPOに関してデラウェア州とのNPO交流などもやっております、あちらで学んだことがこちらにも生かされたりということもありますので、やはり次の時代ということを見ると、広域性と、もう一つ国際性も入れた方がよろしいでしょうか。それではそこも入れておきます。

兵藤委員 先ほど斎藤委員がおっしゃられたことの延長線上ですが、NPO団体がずっと活動していくというのは、県からの支援よりも市民からの支援がどれだけあるかということで決まるわけです。しかし、状況としてはまだまだ市民から大手を広げて受け入れられているというほどには、宮城県のNPOは育っていないという状況にあるわけです。そういう中でNPO団体を維持するというこの大変さというもので、それが今現実としてあるわけです。

そういうときに、県ではどのような対応をした方がいいのかということが先ほどの話にちょっと結びつくのではないかと思います。直接市民そのものにNPOを支援しなさいということを経営計画の中に入れておかないことはないかもしれないですけども、そのことによってすぐにNPO団体の支援を県民から得るといってもいいので、方向性としてはそういう方向性の中であって、政策的に、例えば中間支援組織が市民へ投げかけ、そのようなことを事業として起こすときに、それを県が共催するとか、一緒にやるか、場合によっては予算の関係もあるでしょうけれども、県でそういう事業を起こしているいろいろな団体に業務委託して県民への理解を広げるというような、そういうことの取り組みがなされれば、大分違うのではないかなというふうには思います。基本計画そのものができて、これが市町村の役場とか市役所の職員さんとか、そういう人の目にとまることによって理解を深めることもますますあるわけですけども、それと一緒にもうちょっとその辺を考えながら、今まではNPO団体みずから市民へ働きかけて一生懸命やっている、これは絶対変えられない。これがいわゆるNPOそのものですけども、それが円滑に行われるように県側の対応も検討を重ねながら進められればと思います。以上です。

山田会長 具体的な施策が構築されない段階では、それを詰めること自体がこういった施策につなげていくことになると思いますので、そういった表現でもよいですから入れておいていただければということになります。

それから、ほかの領域の話になりますけれども、例えば都市計画なんかでは公開空地をとらせるために容積率のボーナスを上げるとか、誘導施策もいろいろあるわけで、それもこういう分野においてもその誘導施策みたいなものを創設していかなければいけないのかもしれませんが、そうすぐ今日、明日にそれを見出すというのなかなか難しいかと思しますので、今、兵藤委員が言われたように、次につなげていけるような文言をぜひ入れておいていただいて、少なくとも今年度、また後半ではこの議論も続けていくというようなことも必要かと思します。

事務局 そういえば先ほどの説明の中で、多様な主体との連携というところで、県民との連携というのを項目に入れなかったですね。もしかしたらそれが大事かもしれないし、今の議論の延長かもしれないが、なぜ入らなかったかといいますと、促進条例のときも県の責務とか、市町村の責務とか、県民の責務とか、最初そういう言葉があったんですけども、そういうことをNPOに関して県民に押しつけるのはおかしいということで、ただ文言として残ったのは県の責務という言葉があり、市町村の役割という言葉あり、県民の理解というのが残りましたが、そのあたり、県民に対してどう県庁がアプローチしてNPOに対してのいろんな協力を来すかと、非常に微妙なところがあって、非常に難しいです。

佐藤(和)委員 今樋口次長さんがおっしゃったこと、それから先ほど議論の中で出ているポイントが私も相当気になっていて、どうしても行政対応論にこの計画自体が実際書いていくとシフトするわけですね。ただ私は新聞社にいて、それからNPOのリーダーもやっていて、生身の人たちの顔を一人一人見ながらこういうのを読んでいると、ひょっとしたらこういう計画を行政との間で、つまり行政対応論みたいな形でオープンにしていくことが、ひょっとしたらNPOの支援にならないのではないかなというふうな若干思う部分もあります。と言いますのは、例えばこの中にも先ほど出ていた紅邑委員のときの表現でNPO支援のということと、既存の補助制度とか助成制度の見直しというような議論を平行に位置づけていま

すよね。これは確かにNPOの私たちリーダーがあるべき方向性というふうなことで考えると、現実的には本当に必須のポイントだと思います。ただ、現実の社会の中でどういうふうを受けとめられるかということを見ると、結局は県が持っているお金について、新しいNPOというグループと、もともと伝統的に地域社会を支えてきたグループとの間の競争のようなものに、実際はなっていくわけですよ。そうすると、やはりいつまでたっても市民の支援というのが我々は得ることができないというふうになりかねない。つまり、現実にNPO活動をしていくと、いろんな近隣の組織とか人々と仲良くしないと、実際は物事が進まない部分がいっぱいありまして、あまりその基本計画のレベルでNPOと行政のパートナーシップ論みたいなものだけがずっとニュアンスとして強目に出てくると、結構困ってしまう部分もないわけではない。だから、その全体的な我々の作業の位置づけみたいなものをもう有体に変えたらどうかと思わないこともないですよ。かなりリスクな話ですけども。私はそのあたりが少し気になっています。

それと、行政とNPOの新しいパートナーシップという言い方を我々はずっと追求してきているわけですけども、その実際の中身の問題が、実はそんなに鮮明じゃないですよ。方向性があってこういうことをやりたいというポイントは出ているけれども、あるべきパートナーシップといったらどういうものを言うのかというのは、誰も頭の中になくと思います。だから、極めて本質的な議論でちょっと先祖返りするようになるので、発言を控えようかと思っておりましたが、やはりちょっと皆さんの議論の流れで私も気になるので、一応発言させていただきました。

紅邑委員 昨日、すごく大変なNPOのそれこそ資金的な流れを新しく変えようということで、法制度の見直しのシンポジウムをやったばかりです。その中で国会議員のある方が寄附をするといった流れが新しく生まれることは確かに必要だけれども、本当に寄付する人がいるのかというような、そういう全く逆の言葉も出たりしたんですね。やはり、今、佐藤和文委員がおっしゃったように、地域に支えられて、それに支持された形で活動というものは行われていくけれども、その活動をしていくというための基盤づくりみたいなことが、今はまだまだ未熟であると。そういう中でこういった方針を立てたり、行政とのつながり方を今ここで議論をしているのだと思います。ちょうどこのワーキングをやっているときも、先ほどから出ている「パートナーシップ」という言葉の位置づけというのが、私のとらえ方と、例えば山田会長さんのとらえ方、樋口次長さんのとらえ方が、話していくとどうも微妙に違うんですよ。それで、そのことをちゃんと書いた方がいいのではというようなお話もあったので、私の方はそのことについて自分なりに整理してみました。それを踏まえて樋口次長さんの方が全体の編集をしてこちらの素案ができたということだと思います。その中のちょっと下の方になりますけれども、段落があって、ここで言うパートナーシップとはというようなことで、特にこれは行政とNPOのパートナーシップということに偏っているところがあるんですけども、資金的なものが一つパートナーシップを生むという中にもいろいろ出てくるんですが、まず、資源として財源もしくはノウハウ、アイデア、それからネットワーク、人材というようなことをお互いに持ち寄って、それで協働で課題を解決するというようなことにパートナーシップというような関係性が生まれるわけです。その一つとしては一方が財源を供給して、その供給されたもう一方がサービスを提供すると。ある意味でいうと事業委託みたいなことはそういったことの中で出ているケースではないかと思えます。もう一つは両方から財源が出て、サービスの供給を両方で行うということがあって、それが場合によっては委託だったり、補助だったり、助成という資金の関係が出ていたり、それからもう一つは何をその地域で実現したいか、NPOのミッションであったり、行政の施策というようなものを実現するための協働というようなことがあるのではないかと思います。

次のページのところで、行政もNPOも施策のつくり手の主体であることから、政策を実施する過程において相互の関係性を明らかにする必要があるというあたりで、そのパートナーシップということの受けとめ方というのが、やはり随分違ってくるのではないかと思って、そのあたりの議論がどこかで明確になってないと、使われている「パートナーシップ」の用語の意味がばらばらになってしまう可能性があるのではと思ってここに書いておきましたが、もしかするとそういった部分がこの中に盛り込まれる必要があるのかと思えます。

それから、続けて私の気づいたところを言わせていただきますと、素案の4枚目の中で、これは細々したことですが、NPOとはということに、Nonprofit Organization（非営利組織）というふうになっているんですけども、営利を目的としないというようなところ言えば、私は何かここは民間の非営利組織というような形で入れてあるとよりいいかなというふうに思いました。どうしても行政系の非営利というようなところで、外郭の団体なんか場合によっては含まれるのかもしれないので、その辺は区別をする意味で民

間というのが入るといいかなと思いました。

それから、6枚目のところで、4の行政の課題や今後の望まれることというところの中の、3)参加のための障壁の除去というところなんですけれども、ここではどうしても業務の委託ということに関しての障壁の除去ということだけに限られているような気がして、もう一つはやはり制度的なものの障壁ということも幾らかこれから考えていかなければいけない見直しのポイントではあるかと思うので、ここにそれが入った方がいいのかなというふうに思いました。

それから、9枚目の第3章の2の1)の 地域性、独自性、個性の尊重という項目があるんですが、これは先ほどから広域的ということにもつながるのかもしれないんですが、具体性がほかのところがある中で、いま一つ具体性に欠けるような感じがして、何かもう少しこれは一体どういうふうなことなのかということが触れられていると、この項目を設けた意味がもう少し深まるのではないかなというふうに感じました。以上です。

山田会長 たくさんありましたが、第3章の9枚目のところの表現ですね。これをもう少し具体的な施策としてどうなるかというあたりの検討が欲しいということと、それからその前、6枚目で、参加のための障壁の除去に、いわゆる行政業務のことだけではなくて、制度面での障壁のお話、それから前に戻って、パートナーシップ論というか、行政、市民、NPOの関係論と言っているんでしょうか。そこら辺の三つのお話があったと思うんですが、ここら辺はどういうふうにいたしましょうかね。これの取りまとめをどうするかですね。今日一応完成品をとりあえず出さなくてはいけないんですよ。

樋口次長 皆様にお伝えしてあるかと思うんですけれども、計画に関して一般の市民の方との意見交換会を一度やりたいと思っているんですけれども、それが6月の初めぐらいにはと思っているんです。したがって、そのときにはこの委員会での8割9割のたたき台という形になればと思っているんですが。

それから、もう一方では、今日この後に協議していただきたいこと、平成13年度の事業を皆様の方からもまたご提案いただければということで、それはやはりこの計画に則った事業というのが形としてはいいかと思しますので、そういう意味で今日ぐらいで8割9割、委員会としての素案にはできればと思うんですが。ただ、今日いただいたことをもう一回書き直さなければいけないので、それは早急にやりたいと思っております。

山田会長 こうでしょうか。今のご議論は基本的には総体として問題があるということではないかと思えます。各部分でこういったところをもう少し具体的にとか、あるいはこの表現をというところかと思えますので、それにつきましては記録をきちんと一つずつ点検していただいた上で原稿を加筆修正していただくということでいいかと思うんですが。それを踏まえて6月初旬にやっただく県民の皆さんに対するご報告というか、フォーラムですね。それに臨むというスケジュールに間に合えばいいということですよ。

それから、今日後で、もうそろそろその時間にしたいと思うんですが、平成13年度の事業にかかわるご意見、それは、決して今日のこの報告書と矛盾するものでもないかと思しますのでこの延長上に議論していただくということでよろしいかと思えますが、どうでしょうか、そういう方向性で。

まとめますと、今日出たご意見は整理してこの原稿に、大筋この方向でまとめていただいてこれに加筆修正をしていただくということで、平成13年度の事業に関してはそれを踏まえて、後でフリートーキングをしていただくということでどうでしょうか。

佐藤(和)委員 一つのご提案ですけれども、連携に関する部分ですね。ここを相当程度社会の理解、社会の支援みたいなものに結びつくような書き方をしているのではないかなと思います。市町村、企業、各種団体、これらとの連携というものが、つまり多様な主体との連携のプログラムがいろんな形で提案されて、それがうまくいくことで徐々に社会の支援、理解というのは整ってくるのだろうという。実際はそういうことしか方法はないんだと思うんですね。社会の理解を得るための行政にこれをやってくれ、あれをやってくれという話は当然限界があるわけです。

それから、もう一つはNPO自体の能力の問題というか、仕事をどうやって実際に事例を示していいものを残していくかという、その辺の仕事がうまくいかないと社会の支援というのは当然あり得ないわけで、そういった観点からこの3の多様な主体と連携に関するものというあたりをなるべく具体的にうまく書き込んでいっていいのではないかなと思います。

山田会長 具体的にご提案をいただいたので、そういう方向でいきたいと思うんですが、今の第3章の3多様な主体との連携の中、これはまだ書き足りないようですので、ここで具体的な検討の中で今出ました議論を深めていただくと。それで、なるべく可能な限り政策に結びつくような、そういう表現をとって

ただくと。

ただ、先ほどからも議論されておりますように、行政、NPO、市民との関係論に関しては場合によってはここから立ち返って可能な範囲で前の方も修正をするというようなことで進めていただきたいと思います。

兵藤委員 またちょっと戻りますけれども、今朝の河北新報を見ましたら、石巻のNPO法人が都合で事業を休止しなければならないという事態が発生したということがあるんですよ。それは福祉団体で次の介護保険対応とか、次の事業をする場所が見つからないとかということなんですけれども、現実には新聞から見ると、ニーズはあるんだけども対応できないというのが現実であると。そういうときに、「いや、その団体は能力がないんだからしょうがないでしょう」というふうに、NPO同士でそのような見方でいいのかなという部分が、地域に現実としてあるんだけども、その事業を運営できないというような状況に陥ったときに、それを打開する何か、福祉は特にそうだと思うんですけども、これからどんどんそういうことが出てくると思うんですよ。NPO法人をとって福祉活動をしているところがね。そういうときに、どうなのかなと。やはり、ある部分では公共の担い手を本気でやってきたところで、それが継続されることによってより一層担い手が続けるということなので、もうちょっと別な角度から論じ合う必要があるのではないかなと。ただ、NPOというときに、余りにもここもずっとそうなんですけれども、非常に中間支援組織から、福祉から、環境から、まちづくりから、スポーツ関係から、いろんなNPO団体がぎっちょり入ってしまって、それはそれでNPOでいいんですけども、それぞれ持っている目的が全然違うんですけども、それを一つの目線で条例の一つの中で全部を包括して基本方針をつくる、基本計画をつくるというときの難しさというんですか。それも念頭に置きながらどこかでそれをこなしていかないと、一つだけの本当に平均的なNPO団体に対する支援策だけに終わってしまうということになる可能性としてもちょっとあるので、今朝新聞を見ていたので余計そういうことを感じたんです。これからはどんどんとそういうことが起きる可能性としてはいっぱいあるわけで、そのときにすぐ県にどうしろとか、市民がどうしろというのではないんだけども、そういうものに対する対応というのどこかで考えながら基本計画というものがあつた方がいいのではないかなというふうに思いましたので。すぐ議論に乗せる必要はないので、私の感じとして言わせていただきました。

山田会長 今の点は、前に私が原稿で書いていたパートナーシップの選択と市民活動相互の切磋琢磨となると、これはうまく採擇されておりますので、その点はもう少し穏やかになっておりますし、それから多様性ということで表現されていますのでいいかと思えますし、またその多様性を施策の中でどういうふうに多様なのかというのをもう少し目に見えるように今後深めていくということですね。

遊佐委員 ちょっと小さいことなんですけれども、これは基本計画策定の視点のところ、NPOの課題や今後望まれること、その中で継続性と責任というのがあるんですね。文章の中に表現されていますから、それはそれで第1段階は十分なんですけども、経営能力ですね。これはやはりNPOにとりましてミッション、継続性、マネジメントとこれはもう必要なものですので、項目に格上げしていただきたいなど、経営能力を。責任イコール継続性を持つこと、それから経営能力を助成することということになるのかなと思いますので、その点ひとつご検討いただきたいと思います。

大友委員 多様な主体との連携という話の中で、どうしてもこの部分がほかに比べて余り表現が具体的にないとかという感想を私はちょっと受けたんですね。特に企業のところなんですけれども、どこに入れたらいいのかわかりませんが、実は先日、NPOの企画コンペに参加させていただいて、帰ってからうちの会社でやっていますヤマト福祉財団の企画コンペのようなものがあるんです。その中で、実際に行っている財団の人に聞きましたところ、ヤマト福祉財団ではこういう助成金を出していますということ公に、新聞にも出して県にも申込書を置かせていただいているそうなんです。ところが、小さな団体とかはそれを余り知ることがないんだそうです。県のところに置いてもなぜか知らないと。それはなぜですかというと、どうも大きな団体の方にはよく紹介されて、小さなところには、県とのパイプが少ないところには余り紹介されずに、本当に後からいろんな人の口伝で初めて知るらしいんですね。どうも公平性に欠けている。こういうことを言っただけいけないのかもしれないんですが、NPOと一言で言っても大きなところから小さなところまであるんですけども、大きなところはいつまでも裕福で、小さなところはいつまでもかわいそうな立場で活動しているらしいですよ。財団としてはできればそういう公平的にみんなに情報を提供して、企業としても、市民の方たちにそういう活動をしているところに支援をしたいんだけども、情報をこちらが提供してもそれを公平に提供を行政がしていない部分があるよだということをお聞きしてしまつたんですね。県の方がいらつしゃるときに申しわけないんですが、やはり連携の中にも公平性であるとか、そういう情報がみんなにいくような、どうしても私たち企業にとってはNPOとかボランティア団体

とか小さなところでもいろんな支援をしたいと思っても、いつもぶち当たるのはどこに行ってもその情報を得たらいいいのか、だれとそれを話したらいいのかというのがわからないというか、よくこちらでもわからないと。福祉財団ではそういうものを専門的にやっていて提供しても、どうも100%というか、大きなところにはばかりそういうのがあって、不平等なことを感じるというか、かわいそうなところはいつまでもかわいそうだというのを、とても活動していて感じるという意見を聞いたんですね。どこかにそういう公平性であるとか何と書いていいかわからないんですが、みんなによくわかるような情報提供であるとか、連携というような言葉を入れていただけたらなと感じました。

山田会長 はい。ほかにいかがでしょうか。

それでは、先ほど申し上げました方向で記録を点検しながら最後の取りまとめをしていただくと。加筆修正をしていただくということでお願いしたいと思いますが。

なお、もし言い逃した事等あれば、事務局の方にファックスなりで流していただくということで、この議論につきましてはこれでとりあえず切らせていただいてよろしいですか。

樋口次長 そうしますと、今日いただいたご意見でそのまま取り上げさせていただけるかどうかまたあるかと思うんですが、例えば今の情報の公平化ということなんですけれども、これは私は情報の伝達方法に問題があるのかなと。公平というのは行政は常に気をつけているんですけれども、小さいところのNPO団体の存在をこちらがわかっていなかったりとか、あるいはファックス通信にいたしますとファックスのないところにはフォローされていなかったりとかそういうところがあったりとかもあるかと思うので、ちょっと書き方が違ったりとかいうこともあると思うんですね。それから、ちょっとさっきのパートナーシップのところも大事なので、パートナーシップについては述べるのかどうか。紅邑委員の方で書いていただいた委員案の15ページのところも大事だとは思いますが、強調されていたのは多分事業を行うときのパートナーシップとして、財源とサービスの行政とNPOの配分の仕方についてさっき述べていただいていたと思うんですが、ほかに政策づくりでのパートナーシップとかあるいは事業を評価する上での行政とNPOのパートナーシップとか、財とサービスだけではない部分もパートナーシップにあるものですから、それも含めるとまた非常にパートナーシップを書くのが難しいなとは思いますが、何か、もうちょっとパートナーシップのところははっきりするようなことはご意見いただいて考えたいと思います。

ということを含めまして、いただいたご意見がすべてそのまま反映されるかわからないんですが、最大限努力したいと思います。

山田会長 そうすることで、ではあと10分少々ですが、いかがでしょうか。何か事務局の方からこの議題に関して議論していただくご注文なんかありましたらちょっとコメントしていただいてから、それから皆さんにご意見をいただいたらいかがでしょうか。

事務局 資料2、先ほど説明した平成12年度の事業の概要の裏のページに、一応私も平成13年度平成12年度が始まったばかりでまだ検討中でございますけれども、今のところわかっているような範囲ですと、1、2、3、4、5、6という項目がありまして、NPO法施行、普及啓発、人材育成、資金助成、情報提供という点、4までですか、これは平成11年度から始めた事業を平成13年度も継続していきたいと思っております。法人設立認証は当然で、NPOフォーラム、マネジメント実践講座、これは経営能力、先ほどご指摘いただきました 経営能力の向上を図るものでございます。企画コンペ、これは助成と交流を進める話でございます。ただ、平成13年度からは、一応中核機能拠点の運営が開始されますので、そこで担うべき機能とされています情報機能、調査研究機能、インキュベート機能、育成機能、交流機能、ふれあい機能、共同利用機能というものをあそこの場で展開していくということになりまして、その具体的な姿については、なお今検討しているところでございます。この辺についてご意見があればいただきたいと思います。

山田会長 今提示されているのは、今あった表の平成13年度の項目であるわけですが、これをご参考にさせていただきながら、それから先ほどの議論とも関係あるかと思っておりますので、平成13年度ぜひこれは進めていくべきではないかというものがありましたら、ぜひご提示をいただければと。遊佐委員お願いします。

遊佐委員 先ほど基金のお話がありまして、何か変な国会議員の発言もあったようなんですけれども、そろそろ条例にも掲げていますし、この計画の中にも盛り込まれますので、基金をどう造成していくかという手法を平成13年度取り組んでいただいたらよいのではないかと、あるいはぜひお願いしたいと、このように思っております。

県としては、今直接、資金を支援するわけにいかないものですから、コンペという一つのフィルターをかけて助成しているわけですが、もう一つやはり大きいのは基金だと思うんですね。ヤマト運輸さんの民間基

金もありますけれども、いろんな形で基金があった方がいい。その中で、当然県が音頭をとる基金も必要ですので、県が全部お金を出すという意味ではありませんよ。結果的に 10%になるか 20%になるかわかりませんが、幾らか支援しますけれども、音頭をとって造成する基金も必要ですので、税制が変わらなかなかなか難しい面はあります。しかし、その受け皿として準備しておくことは大変大切なことだと思いますので、来年あたりから取り組んだ方がいいのではないかと考えております。

山田会長 基金造成の手法研究と申しますか、準備と申しますか、そういう研究なり調査なりを進めたらどうかというご意見がございました。

紅邑委員 昨年も行われて今年も行われるという予定の NPO フォーラムの開催事業ということなんですけれども、昨年は 3カ所でフォーラムを行ったということで、今年もその予定が予算化されているようなんですけれども、私も 1カ所その中で伺うことがあったんですが、場としてやはりそういったモチベーションというか、NPOに関心を持ってもらう機会をつくるというふうなことでは、とてもこういった場というのは大事だと思うんですが、昨年、これはちょっと私の個人的な感想かもしれませんが、基調講演でどなたかをお招きして、そしてその話を伺うというようなこともとても大事なことのかなと思うんですが、当日いろんな活動をする紹介のブースが出ていたり、それからその人たち同士、NPO同士の交流の場みたいなこともつくられていたんですけれども、やはり基調講演というふうなところでのお話のウエートがとても大きかったような気がするんですね。もう少し人のお話を伺うというところから、もっともっと交流とか、そういったことに対しての場として、先ほど兵藤委員からも出ていましたけれども今現場の NPO の問題というようなことについて語り合うような、そういったことでのフォーラムというようなことで計画をされるということを検討していただけないのかなというふうに思います。

山田会長 確かにこれまでの議論の中でも、地域における NPO 推進の課題がいろいろ議論されて見えてきたような気がしますので、この NPO フォーラムをより効果的なものに組み立てていただきたいということですね。

ほかにいかがでしょうか。ここで話しいただくことは、計画書の中にもきちんと反映していかななくてはいけないですよ、多分。

樋口委員 基本計画をいよいよ実施するというところで、平成 13 年度の事業で、この中にいろいろ盛り込まれているけれども、優先順位をつけてこれからやっていきたいと思いますという流れではあるんですが。

山田会長 ほかにいかがでしょうか。佐藤和文委員、お願いします。

佐藤(和)委員 今まではきちっと意識されているポイントではあるんですが、先ほど情報の流れが若干大きいところに優先的にいくという問題、これは構造的に抱えている我々の悩みだと思うんですが、そういったことを幾らかでもカバーできるような施策というものがやはり必要だと思うんですね。これをじゃどこがやるのかとなると、企業がやれるのか、NPO自身が行うのか、行政が行うのか。いろいろ役割分担があると思いますけれども、いずれにしてもこの資料で言うと 5 の情報提供という部分の位置づけを少し大き目に、重さを少し上げたらいいのではないかなという感じがします。特に、私が担当することになっている情報ネットの部分でも、実はそういうことを意識して、相当程度、ここにすれば小さな情報でもあるというような仕掛けを最大限つくらないといけないということがあつたものですから、ただ問題は金と実際の運営のパワーですね。そういうものをどう確保するかというのは、平成 12 年度の予定あるいは平成 12 年度の議論だけではとても進まない話なので、そこも含めて少し情報提供というか、情報機能みたいなものを何らかの形で施策決定してもらえたらいいなと、そんな感じがします。

山田会長 情報に力をぜひ入れてほしいということですね。

秦委員、お願いします。

○秦委員 先日は、NPO名簿をいただきまして、どうもありがとうございました。自分たちの地域にこのくらいの団体があったんだなということがわかると同時に、もっともっと小さな団体があるんですね、任意の団体。本当に人数が 10人とか 20人とか、これからの作業として、もっともっと小さな団体を把握していれば、先ほど大友委員から出たような場合の発信というんですか、その人たちにも公平にそういう情報を提供できるということで、市町村の方の協力を得て、もっともっと小さな団体も把握しておくようなことがあればいいと思います。

山田会長 小さな組織についても目配せ、情報把握をということですね。ほかにいかがでしょうか。大体よろしゅうございますか。どうぞ。

兵藤委員 基本計画が完成した暁には、どのような形でこれを市民に公表するんですか。

山田会長 これは、例のフォーラムのこと、その後の話ですね。

事務局 一般的な形でいろいろな行事を通じての広報というのは考えていましたけれども、特別ほかに、私どもも今のところ考えていなかったんですけれども。フォーラムを今年も来年も やるということなので、その内容をちょっと吟味しながら、これを基本的に県の政策がこうなるというのをしながら、それぞれ県と地区のNPOとのつながり、ネットワークを強めるというような形で何か利用なされたいのではないかなというふうに思ったんですけれどもね。

山田会長 県民に対する啓蒙の手段としてもこれを効果的にプレゼンテーションしたらどうかということですね。

兵藤委員 全くそういうことです。

山田会長 それはぜひやっていただけるといいですね。

事務局 あとですね、先ほどの名簿の関係でございましたけれども、私の方で紹介したときに直接いろいろ受けて 1,000 幾ら配りまして、返ってきたのが 300 若干なんです。私のところに電話で問い合わせたときには、今おっしゃったように「私のところは小さい団体で、ご案内いただいたんですけれども、ご遠慮します」というようなところもありました。県からと言うと皆さん何か強制かと思ったようで、必ず出さなくてはならないものかと思ったようなので、その辺の誤解は、皆さんのご希望に従いますということで、解いておきました。

あと、フォーラムの内容については、今後皆さんなり地元のNPOの方々とは協力してやっていくという形がよいと思いますので、その辺の内容は検討して取り組んでまいりたいと思っております。

山田会長 いかがでしょうか。大体、平成 13 年度の事業につきましてのお話は以上でよろしいですか。佐藤仁一委員、お願いします。

佐藤(仁)委員 平成 13 年度に限らずなんですが、この平成 13 年度の計画にも連動するんですが、自分の勝手な物差しで申し上げれば、平成 11 年度、平成 12 年度、平成 13 年度が、何となく宮城県におけるNPO活動の創世期と、3年サイクルぐらいでやっていくとすれば創世期の一つの期間であろうと、こう思うんですね。それで、平成 13 年度よりは平成 14 年度のステップアップの問題に入るわけですが、そのステップアップをさせるための平成 13 年度の事業ということの視点も必要であろうと。と申しますのは、NPO 団体が宮城県としてここ平成 13 年度までの間に幾らの目標だったのか私もちょっと忘れてしまいましたが、あったのかなかったのかも忘れていますが、その辺あたりからいくと、今度そのNPOに対するある程度の評価といえますか、これも平成 13 年度の事業の中でしっかりと押さえておいて、次の創世期からステップアップする平成 14 年度以降に結びつけていくという、一つのNPOの促進を図ってきた評価というもの平成 13 年度にどう位置づけていくのかというのも必要なだろうなと思えてならないわけでご覧になって、それが平成 13 年度事業なのか平成 14 年度なのかちょっと迷っておりますので、発言を控えておりましたけれども、その辺あたりが非常に平成 13 年度は重要になるのではないだろうか、こう思えてなりませんので、その辺あたり……。大変時間のないところですいません。

山田会長 今の話はこれまでの事業の評価というふうにとらえたいですか。それとも、NPOそのものの評価でしょうか。

佐藤(仁)委員 事業と連動するところもありますけれども、NPO団体の申込みが自主的に出てきたけれども、その活動の中に、先ほど来兵藤委員からも出ているように、片一方で自由競争の中で淘汰されたというのではなくして、それをどのように育成・支援してきたのかという評価も含めていかないと、平成 14 年度以降の問題がステップアップさせていく第 2 ステージづくりの基本的なものが見えてこなくなるだろうと、こう思うのであります。ですから、NPO 団体が自主的に出てきて、それをただ単に認証しましたよと。そして、県としてはこのような基本計画に基づいて支援はしてきたのだけれども、創世期における支援というものはやはりNPO活動に対して、その活動が市民に向けられた活動として評価されたものなのかどうかということの、やはり創世期における評価だけはしておく必要があるだろうと、こう思うのであります。そういう観点からであります。

山田会長 大変貴重なご意見です。今のことを踏まえて、場合によってはそういう調査研究になるのか、どういう作業になるかわかりませんが、そこら辺もぜひやっていくべきだろうと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

佐藤(和)委員 今山田会長がどちらの評価ですかとおっしゃったんですけれども、私は事業そのものの評価ということもやはりしていくことが大事だと思うんですよ。今年終わった、じゃ次はこのプログラムだ

ということではなくて、やはりこれは関連した形でやっていく事業だと思うし、その中で前のところの評価をちゃんと踏まえた形で、それをうまく次のところにつないで、いい形にさらにステップアップしていくということが大事だと思うので、佐藤仁一委員がおっしゃった評価という部分と、もう一つはこの事業に対する評価ということもやはり踏まえた形でこれから推進していくということは必要なんじゃないかなと思うんです。

山田会長 どうぞ。

佐藤（和）委員 今の事業というのは、県の事業という意味の事業ですよ。私はそれはやるべきだろうと思うんです。ただ、もう一つの個々のNPOの団体の盛衰というか、うまくいったかうまくいかなかったかという話は申しわけないですけども、余り大上段に構えてこれを評価する、原因を究明するというような雰囲気になると、実はNPO活動というのは全然つまらなくて、私の個人的な意見で言うと、やはり特定非営利活動法人であっても、環境が変わったらどんどん姿を変えていく。構成メンバーもどんどん変わるわけですし、そういう自由さみたいなものがNPO活動事態も取り巻く雰囲気がないと、とてもメンバーたちはやってられません。

ですから、石巻で非常にいろんな要因があるんでしょうけれども、ああいうふうな形で報道がなされたということ、それら一つ一つは非常に重要なことですが、そういう失敗例もあり成功例もありということ、これから日本の社会では幾らも繰り返しがあると思いますね。そういう意味で少し個別なNPO活動団体の評価については、行政が評価するというのももちろんいいんですが、NPO自身が自分で評価することの方がもっと重要なので、そこを余り拘束するような雰囲気を売り出さないような方にしておいた方がベターではないかなと思っています。

山田会長 そうですね。そういった意味で、先ほども評価をすぐせいということではなくて、そのための調査研究というのを入れたのは、要するにどういう形で正しい評価をしていくかというあたりも、むしろ評価方法自体を考えていかなければいけないと思いますので、余り簡単に評価するなということも頭に入れておかなければいけないと思います。

いかがでしょうか。ほかに。

兵藤委員 資本主義社会の中で、今とにかく競争し合って強いものが勝つと。それをそのままストレートに、NPO促進もその流れだけが正しいという方向では、やはりどこかまずいというふうに思うところがあるんですよ。そののところを、その流れも必要、例えば助成金でも、実績があって、本当に私たちなんかNPOコンペの審査や何かをさせていただきました。本当はこの団体はもう自立して県に金なんかねだらないで、自分たちでやったらいいのではないかという、そういう一面も個人的にはあるんですね。だけれども、それはできないわけです。やはり実績があって、企画がよくて、市民に対してのアピールがいいという、そういうふうに受けた団体とにかく点数がいて、そこからコンペに合格するというので、それは審査だからそれでいいんですけども、ただその反面、全く個人的な反面、これだけもう力をつけているんだから自分たちで全く自立すると、優等生だと、いうものもあっていいと。そうでないと、優等生がどんどんと劣等生を食ってしまうという、そういうことも起きないとも限らない。

その辺のバランスというのをどこかで考えながら対応する必要というのがあるのでないかというのがあるものですから、私はずっと宮城県の北部にいて弱い弱い団体なものですから、常に自分に立場を考えながらもしれませんけれども、そういうことも思っていました。

山田会長 そうですね。評価の仕方は注意をしなければいけないかと思えますし、それから何を評価するかとか、どういう目的で評価するかということも踏まえてやっていくべきだろうと思えますので。

ということで、大分長くなりましたが、そろそろ終わりにしたいと思いますので、よろしゅうございますか。

どうも今日は長時間ありがとうございました。

では、事務局の方、申しわけありませんが、計画の取りまとめをよろしくお願ひしたいと思います。

その他

山田会長 その他何かありますでしょうか。

事務局 事務的なものなんですけれども、もう一度6月に県民の、次長が申し上げたように皆さんの意見を聞くということで、これは初旬はちょっと私は事務的に無理かと思えますので、6月初旬、中旬に1回意見交換をやりまして、その後、それらも踏まえて、もう一度この促進委員会を開きたいと思うんですけれども

も。

日程なんですけれども、とりあえず7月10日の週で火曜日の午前と水曜日、これまで北條先生との日程がちょっと合わなくてご出席いただけなかったものですから、なるだけ合わせたいと思うんですけれども、7月11日の午前、7月12日の午前、午後、7月13日木曜日の午前というようなことで、山田会長ほかいかがなものでしょうかね。

山田会長 火・水はぐあいが悪いんですけれども、13日の午前は何とかとれるかと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

事務局 皆さんいかがなものごさいますでしょうか。

山田会長 13日の午前あたりでやりますか。よろしいですか。

事務局 では、今ご出席の方々は13日の午前でよいということですか。どうもありがとうございました。

#### 4. 閉会

事務局 それでは、どうも長時間ご苦労さまでした。

今日はこれで第1回促進委員会を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。